

総社市告示第95号

総社市企業立地促進奨励金交付要綱（平成20年総社市告示第20号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 新規常用雇用者 新設又は増設（以下「建設」という。）をする製造工場、研究所等（以下「工場等」という。）で従事するために、立地協定日以降に雇用された市内に住所を有する者又は工場等で従事するために市内に新たに住所を定めた者で、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者になっているものをいう。</u></p> <p><u>(8) 正規雇用者 前号のうち、期間の定めのない労働契約（雇用期間の定めのない雇用であって、当該事業所において正社員として位置づけられているものをいう。）を締結している者をいう。</u></p> <p>(奨励金)</p> <p>第3条 市長は、市内への企業の立地を促進し、産業の高度化と雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定と向上に資するため、市内の土地を取得し、又は賃貸し、<u>工場等を建設し、</u>操業を開始した企業に対して、予算の範囲内で奨励金を交付する。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(奨励金)</p> <p>第3条 市長は、市内への企業の立地を促進し、産業の高度化と雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定と向上に資するため、市内の土地を取得し、又は賃貸し、<u>製造工場、研究所等（以下「工場等」という。）を建設（新設又は増設をいう。以下同じ。）し、</u>操業を開始した企業に対して、</p>

改正後				改正前			
別表第2（第5条関係）				予算の範囲内で奨励金を交付する。			
種 類	設備奨励金	土地奨励金	雇用促進奨励金	種 類	設備奨励金	土地奨励金	雇用促進奨励金
略				略			
奨励金額	家屋及び償却資産に係る固定資産評価額に下欄の交付率を乗じて得た額	土地に係る固定資産評価額に下欄の交付率を乗じて得た額	新規常用雇用者1人当たり下欄の金額（ <u>正規雇用者は倍額</u> ）を乗じて得た額	奨励金額	家屋及び償却資産に係る固定資産評価額に下欄の交付率を乗じて得た額	土地に係る固定資産評価額に下欄の交付率を乗じて得た額	新規常用雇用者（ <u>市内在住に限る</u> ）1人あたり下欄の金額を乗じて得た額
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の規定は、施行日以降に立地協定又は土地売買契約若しくは賃貸借契約を締結したもののから適用する。